

# 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示

## 新旧対照表 目次

大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成三年文部省告示第六十八号）【第一関係】	1
短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成三年文部省告示第六十九号）	2
【第一関係】	2
社会教育主事講習等規程の規定に基づく学修を定める件（平成八年文部省告示第四百七十七号）【第二関係】	3
学芸員の試験認定の試験科目についての試験を免除する講習等を指定する件（平成八年文部省告示第五百十号）【第二関係】	4
専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修を定める件（平成十一年文部省告示第八十四号）【第二関係】	5
中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件（平成十年文部省告示第五百五十四号）【第三関係】	6
連携型中学校及び連携型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件（平成十六年文部科学省告示第六十一号）【第三関係】	7
義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成十一年文部省告示第十五号）【第四関係】	8
高等学校教科用図書検定基準（平成十一年文部省告示第九十六号）【第四関係】	9
外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程（平成十六年文部科学省告示第七十六号）【第五関係】	10
外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設を指定する件（平成十七年文部科学省告示第九号）【第五関係】	11
専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件（平成十七年文部科学省告示第三百三十七号）【第六関係】	12
学校教育法施行規則第六十九条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示（平成十七年文部科学省告示第六十七号）【第六関係】	13
専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の	

学力があると認められるものに係る基準を定める件（平成十七年文部科学省告示第百三十八号）【第七関係】	14
学校教育法施行規則第七十条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示（平成十七年文部科学省告示第百六十九号）【第七関係】	15
学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十一号）【第八関係】	16
大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十二号）【第八関係】	19
大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭和二十三年文部省告示第四十七号）【第九関係】	22
高等学校入学に関して中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭和二十三年文部省告示第五十八号）【第十関係】	23
大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭和二十八年文部省告示第五号）【第十一関係】	24
医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程又は専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭和三十年文部省告示第三十九号）【第十二関係】	25
外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和五十六年文部省告示第百五十三号）【第十三関係】	27
大学院の入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件（平成元年文部省告示第百十八号）【第十四関係】	28
高等専門学校設置基準第二十条第一項の規定により高等専門学校が単位の修得を認定することのできる学修を定める件（平成三年文部省告示第八十五号）【第十五関係】	29
在外教育施設の認定等に関する規程（平成三年文部省告示第百十四号）【第十六関係】	30
学校教育法施行規則第七十三条の二十一の規定による特別の教育課程について定める件（平成五年文部省告示第七号）【第十七関係】	32
専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）【第十八関係】	34
社会教育に関係のある職及び社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定（平成八年文部省告示第百四十八号）【第十九関係】	35
学校教育法施行規則第六十三条の四各号の規定により別に定めることとされた学修について定める件（平成十年文部省告示第四十一号）【第二十関係】	36
大学への編入学に係る専修学校の専門課程の総授業時数を定める件（平成十年文部省告示第百二十五号）【第二十一関係】	38

幼稚園教育要領（平成十年文部省告示第七十四号）【第二十二関係】	39
中学校学習指導要領（平成十年文部省告示第七十六号）【第二十三関係】	40
高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）【第二十四関係】	41
特別支援学校幼稚部教育要領（平成十一年文部省告示第六十号）【第二十五関係】	42
特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成十一年文部省告示第六十一号）【第二十六関係】	43
特別支援学校高等部学習指導要領（平成十一年文部省告示第六十二号）【第二十七関係】	44
高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を定める件（平成十三年文部科学省告示第六十七号）【第二十八関係】	45
原子力・エネルギーに関する教育支援事業交付金交付規則（平成十四年文部科学省告示第六十二号）【第二十九関係】	46
学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成十五年文部科学省告示第五十六号）【第三十関係】	47
教育課程に関し学校教育法施行規則第七十三条の九又は第七十三条の十の規定によらない場合における特別支援学校の高等部の全課程の修了の認定について定める件（平成十五年文部科学省告示第五十八号）【第三十一関係】	49
学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成十七年文部科学省告示第九十八号）【第三十二関係】	50
教育課程に関し学校教育法施行規則の規定によらない場合における高等学校又は中等教育学校の後期課程の全課程の修了の認定について定める件（平成十七年文部科学省告示第九十九号）【第三十三関係】	52
外国の大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設を指定する件（平成十七年文部科学省告示第七十五号）【第三十四関係】	53
公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画（平成十八年文部科学省告示第六十二号）【第三十五関係】	54
外国の大学又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設を指定する件（平成十八年文部科学省告示第八十三号）【第三十六関係】	56
外国の大学又は大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設を指定する件（平成十八年文部科学省告示第三十四号）【第三十七関係】	57

【文部科学省・厚生労働省共管の告示】

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年文部科学省・厚生労働省告示第一号）

【総務省・文部科学省共管の告示】

地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準（平成十六年総務省・文部科学省告示第一号）

大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成三年文部省告示第六十八号）【第一関係】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>九 アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーション・テストイング・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトウィック又は次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査であつてこれらと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 審査の内容が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第八十三条</u>に規定する大学の目的に照らし適切なものであること。</p> <p>八・二（略）</p>	<p>九 アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーション・テストイング・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトウィック又は次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査であつてこれらと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 審査の内容が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第五十二条</u>に規定する大学の目的に照らし適切なものであること。</p> <p>八・二（略）</p>

短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件

(平成三年文部省告示第六十九号)【第一関係】

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>九 アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーション・テストイング・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトウィック又は次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査であつてこれらと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認められたもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 審査の内容が、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十三条に規定する大学の目的に照らし適切なものであること。</p> <p>八・二 (略)</p>	<p>九 アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーション・テストイング・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトウィック又は次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査であつてこれらと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認められたもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 審査の内容が、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十二条に規定する大学の目的に照らし適切なものであること。</p> <p>八・二 (略)</p>

社会教育主事講習等規程の規定に基づく学修を定める件（平成八年文部省告示第四百四十七号）【第二関係】

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>五 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のものにおける学修</p>	<p>五 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十二条の二に規定する専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のものにおける学修</p>

学芸員の試験認定の試験科目についての試験を免除する講習等を指定する件（平成八年文部省告示第百五十号）【第二関係】

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>七 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のものにおける学修で、国において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの</p>
<p>現 行</p>	<p>七 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十二条の二に規定する専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のものにおける学修で、国において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの</p>



専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修を定める件（平成十一年文部省告示第百八十四号）【第二関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>1 省令第十条第一項の別に定める学修は、次に掲げる学修とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査における成果に係る学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認められたもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 審査の内容が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校の目的に照らし適切なものであること。</p> <p>ハ・ニ（略）</p> <p>六（略）</p>	<p>1 省令第十条第一項の別に定める学修は、次に掲げる学修とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査における成果に係る学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認められたもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 審査の内容が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校の目的に照らし適切なものであること。</p> <p>ハ・ニ（略）</p> <p>六（略）</p>

中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件（平成十年文部省告示第百五十四号）【第三関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>1 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校における中高一貫教育（中学校における教育及び高等学校における教育を一貫して施す教育をいう。以下同じ。）において特色ある教育課程を編成することができるよう次に教育課程の基準の特例を定める。</p> <p>一 中等教育学校の前期課程又は併設型中学校の選択教科については、次のように取り扱うものとする。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 学校教育法施行規則別表第四備考第五号の規定により必修教科の授業時数を減ずる場合は、その減ずる時数を当該必修教科の内容を代替することのできる内容の選択教科の授業時数に充てること。</p>	<p>1 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校における中高一貫教育（中学校における教育及び高等学校における教育を一貫して施す教育をいう。以下同じ。）において特色ある教育課程を編成することができるよう次に教育課程の基準の特例を定める。</p> <p>一 中等教育学校の前期課程又は併設型中学校の選択教科については、次のように取り扱うものとする。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 学校教育法施行規則別表第三の二備考第五号の規定により必修教科の授業時数を減ずる場合は、その減ずる時数を当該必修教科の内容を代替することのできる内容の選択教科の授業時数に充てること。</p>

連携型中学校及び連携型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件（平成十六年文部科学省告示第六十一号）【第三関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>1 連携型中学校及び連携型高等学校における中高一貫教育（中学校における教育と高等学校における教育との一貫性に配慮して施す教育をいう。以下同じ。）において特色ある教育課程を編成することができるように教育課程の基準の特例を定める。</p> <p>一 連携型中学校の選択教科については、次のように取り扱うものとする。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 学校教育法施行規則別表第四備考第五号の規定により必修教科の授業時数を減ずる場合は、その減ずる時数を当該必修教科の内容を代替することのできる内容の選択教科の授業時数に充てること。</p> <p>二（略）</p>	<p>1 連携型中学校及び連携型高等学校における中高一貫教育（中学校における教育と高等学校における教育との一貫性に配慮して施す教育をいう。以下同じ。）において特色ある教育課程を編成することができるように教育課程の基準の特例を定める。</p> <p>一 連携型中学校の選択教科については、次のように取り扱うものとする。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 学校教育法施行規則別表第三の二備考第五号の規定により必修教科の授業時数を減ずる場合は、その減ずる時数を当該必修教科の内容を代替することのできる内容の選択教科の授業時数に充てること。</p> <p>二（略）</p>

改	出	張
<p>第 1 章 総則</p> <p>学校教育法に規定する小学校，中学校，中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の教科用図書の検定においては，その教科用図書が，<u>教育課程</u>の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として，教授の用に供せられる生徒用図書であることにかんがみ，教育基本法に定める教育の目的，方針など並びに学校教育法に定める学校の目的及び教育の目標に基づき，第 2 章及び第 3 章に掲げる各項目に照らし適切であるかどうかを審査するものとする。</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>学校教育法に規定する小学校，中学校，中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の教科用図書の検定においては，その教科用図書が，<u>教科課程</u>の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として，教授の用に供せられる生徒用図書であることにかんがみ，教育基本法に定める教育の目的，方針など並びに学校教育法に定める学校の目的及び教育の目標に基づき，第 2 章及び第 3 章に掲げる各項目に照らし適切であるかどうかを審査するものとする。</p>	<p>張</p> <p>に</p>

名 出 張	取 引
<p>第 1 章 総則</p> <p>学校教育法に規定する高等学校及び中等教育学校の後期課程の教科用図書の検定においては、その教科用図書が、<u>教育課程</u>の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる生徒用図書であることにかんがみ、教育基本法に定める教育の目的、方針など並びに学校教育法に定めるその学校の目的及び教育の目標に基づき、第 2 章及び第 3 章に掲げる各項目に照らし適切であるかどうかを審査するものとする。</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>学校教育法に規定する高等学校及び中等教育学校の後期課程の教科用図書の検定においては、その教科用図書が、<u>教科課程</u>の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる生徒用図書であることにかんがみ、教育基本法に定める教育の目的、方針など並びに学校教育法に定めるその学校の目的及び教育の目標に基づき、第 2 章及び第 3 章に掲げる各項目に照らし適切であるかどうかを審査するものとする。</p>

外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程

(平成十六年文部科学省告示第百七十六号)【第五関係】

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(外国大学等日本校の指定)</p> <p>第一条 文部科学大臣は、学校教育法施行規則第百五十五条第一項第四号若しくは第二項第五号、第百五十六条第三号、第百六十条第三号、第百六十一条第二項、第百六十二条若しくは第百七十七条第五号、大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十四条第二項又は専門職大学院設置基準第十三条第二項の規定により外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設(以下「外国大学等日本校」という。)</p> <p>(を指定する場合には、我が国にある当該外国の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる機関(以下「在日外国大使館等」という。)</p> <p>(に対し、次の各号のいずれにも該当することの確認を求めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(外国大学等日本校の指定)</p> <p>第一条 文部科学大臣は、学校教育法施行規則第七十条第一項第四号若しくは第二項第五号、第七十条の二第三号、第七十条の六第三号、第七十条の七第二項、第七十条の八若しくは第七十二条の五第五号、大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十四条第二項又は専門職大学院設置基準第十三条第二項の規定により外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設(以下「外国大学等日本校」という。)</p> <p>(を指定する場合には、我が国にある当該外国の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる機関(以下「在日外国大使館等」という。)</p> <p>(に対し、次の各号のいずれにも該当することの確認を求めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>

外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設を指定する件

(平成十七年文部科学省告示第九号)【第五関係】

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>【前文】</p> <p>学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百五十五条第一項第四号及び第二項第五号、第百五十六条第三号、第百六十条第三号、第百六十一条第二項、第百六十二条並びに第百七十七条第五号、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十八条第二項、短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第十四条第二項並びに専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)第十三条第二項の規定により、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設を次のとおり指定する。</p>	<p>【前文】</p> <p>学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第七十条第一項第四号及び第二項第五号、第七十条の二第三号、第七十条の六第三号、第七十条の七第二項、第七十条の八並びに第七十二条の五第五号、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十八条第二項、短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第十四条第二項並びに専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)第十三条第二項の規定により、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設を次のとおり指定する。</p>

専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件（平成十七年文部科学省告示第百三十七号）【第六関係】

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>【前文】          学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第          三号の規定に基づき、専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した          者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認          められるものに係る基準を次のように定め、平成十七年十二月一日から          施行する。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>【前文】          学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十九条第          三号の規定に基づき、専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した          者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認          められるものに係る基準を次のように定め、平成十七年十二月一日から          施行する。</p>



学校教育法施行規則第六十九条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示（平成十七年文部科学省告示第百六十七号）【第六関係】

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>【題名】 学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示</p> <p>学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程は、次の表一から表四十五までの上欄に掲げるものとし、同号の文部科学大臣の定める日は、それぞれこれらの表の下欄に掲げる日とする。</p> <p>表一～表四十五（略）</p>	<p>【題名】 学校教育法施行規則第六十九条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示</p> <p>学校教育法施行規則第六十九条第三号の専修学校の高等課程は、次の表一から表四十五までの上欄に掲げるものとし、同号の文部科学大臣の定める日は、それぞれこれらの表の下欄に掲げる日とする。</p> <p>表一～表四十五（略）</p>

専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件（平成十七年文部科学省告示第百三十八号）【第七関係】

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>【前文】          学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第五号の規定に基づき、専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を次のように定める。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>【前文】          学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十条第一項第五号の規定に基づき、専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を次のように定める。</p>

学校教育法施行規則第七十条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示（平成十七年文部科学省告示第百六十九号）【第七関係】

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>【題名】 学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示</p>	<p>【題名】 学校教育法施行規則第七十条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示</p>
<p>学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程は、次の表一から表四十二までの上欄に掲げるものとし、同号の文部科学大臣の定める日は、それぞれこれらの表の下欄に掲げる日とする。 表一～表四十二（略）</p>	<p>学校教育法施行規則第七十条第一項第五号の専修学校の専門課程は、次の表一から表四十二までの上欄に掲げるものとし、同号の文部科学大臣の定める日は、それぞれこれらの表の下欄に掲げる日とする。 表一～表四十二（略）</p>

改正案	現行
<p>第一 学校法人の寄附行為を認可する場合</p> <p>大学、短期大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）を設置する学校法人の設立に係る寄附行為の認可については、次の基準によつて審査する。</p> <p>一 校地並びに施設及び設備について</p> <p>(一)(略)</p> <p>(二) 校地は、申請時において申請者の自己所有（申請者名義の所有権の登記がなされていることを要する。第一の一の六を除き、以下同じ。）であり、かつ、負担付きでないこと。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 申請者名義の借地権の設定登記がなされた借用又は開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証（独立大学院大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に定める大学をいう。以下同じ。）の専用の校地にあつては、開設時以降十年以上にわたり使用できる保証。第一の一の二のウにおいて同じ。）のある借用である校地であつて、次のいずれかに該当するもの</p>	<p>第一 学校法人の寄附行為を認可する場合</p> <p>大学、短期大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）を設置する学校法人の設立に係る寄附行為の認可については、次の基準によつて審査する。</p> <p>一 校地並びに施設及び設備について</p> <p>(一)(略)</p> <p>(二) 校地は、申請時において申請者の自己所有（申請者名義の所有権の登記がなされていることを要する。第一の一の六を除き、以下同じ。）であり、かつ、負担付きでないこと。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 申請者名義の借地権の設定登記がなされた借用又は開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証（独立大学院大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八条に定める大学をいう。以下同じ。）の専用の校地にあつては、開設時以降十年以上にわたり使用できる保証。第一の一の二のウにおいて同じ。）のある借用である校地であつて、次のいずれかに該当するもの</p>

(ア)・イ (略)

ウ (略)

(三) (十) (略)

二 (四) (略)

第四 文部科学大臣の所轄に属する学校法人が学部等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

一 校地並びに施設及び設備について

校地並びに施設及び設備については、第二の一の規定を準用すること。この場合において、第二の一の二)中「設置経費及び開設年度の経常経費(以下「設置経費等」という。)(」とあるのは「設置経費」と、「当該設置経費等」とあるのは「当該設置経費」と、第二の一の三)において準用する第一の一の二)中「大学等の校地」とあるのは「学部等の校地」と、第二の一の三)において準用する第一の一の二)のイ中「独立大学院大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百三条に定める大学をいう。以下同じ。)(」とあるのは「大学院」と、第二の一の三)において準用する第一の一の二)のウ中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の一の三)において準用する第一の一の四)のイ中「独立大学院大学」とあるのは「大学院」と、第二の一の三)において準用する第一の一の八)及び九)中「大学等(独立大学院大学を除く。)(」とあるのは「学部等(大学院を除く。)(」と、「独立大学院大学」とあるのは「大学院」と、第二の一の三)中「設置経費等」とあるのは「設置経費」と読み替えるものとす

(ア)・イ (略)

ウ (略)

(三) (十) (略)

二 (四) (略)

第四 文部科学大臣の所轄に属する学校法人が学部等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

一 校地並びに施設及び設備について

校地並びに施設及び設備については、第二の一の規定を準用すること。この場合において、第二の一の二)中「設置経費及び開設年度の経常経費(以下「設置経費等」という。)(」とあるのは「設置経費」と、「当該設置経費等」とあるのは「当該設置経費」と、第二の一の三)において準用する第一の一の二)中「大学等の校地」とあるのは「学部等の校地」と、第二の一の三)において準用する第一の一の二)のイ中「独立大学院大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六十八条に定める大学をいう。以下同じ。)(」とあるのは「大学院」と、第二の一の三)において準用する第一の一の二)のウ中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の一の三)において準用する第一の一の四)のイ中「独立大学院大学」とあるのは「大学院」と、第二の一の三)において準用する第一の一の八)及び九)中「大学等(独立大学院大学を除く。)(」とあるのは「学部等(大学院を除く。)(」と、「独立大学院大学」とあるのは「大学院」と、第二の一の三)中「設置経費等」とあるのは「設置経費」と読み替えるものとす

二  
了五  
る。  
(略)

二  
了五  
する。  
(略)

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十二号）【第八関係】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一 学校設置会社が新たに大学、短期大学又は高等専門学校を設置する場合</p> <p>学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下「法」という。）が新たに大学、短期大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）を設置する場合の当該学校設置会社については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。</p> <p>一 校地並びに施設及び設備について</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 校地は、申請時において申請者の自己所有（申請者名義の所有権の登記がなされていることを要する。第一の一の六を除き、以下同じ。）であり、かつ、負担付きでないこと。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 申請者名義の借地権の設定登記がなされた借用又は開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証（独立大学院大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に定める大学をいう。以下同じ。）の専用の校地にあつては、開設時以降十</p>	<p>第一 学校設置会社が新たに大学、短期大学又は高等専門学校を設置する場合</p> <p>学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下「法」という。）が新たに大学、短期大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）を設置する場合の当該学校設置会社については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。</p> <p>一 校地並びに施設及び設備について</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 校地は、申請時において申請者の自己所有（申請者名義の所有権の登記がなされていることを要する。第一の一の六を除き、以下同じ。）であり、かつ、負担付きでないこと。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 申請者名義の借地権の設定登記がなされた借用又は開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証（独立大学院大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八条に定める大学をいう。以下同じ。）の専用の校地にあつては、開設時以降</p>

年以上にわたり使用できる保証。第一の一の二のウにおいて同じ。）のある借用である校地であつて、次のいずれかに該当するもの

(ア)・イ) (略)

ウ) (略)

(三) (土) (略)

二) (略)

第四 現に大学等を設置する学校設置会社が学部等を設置する場合

現に大学等を設置する学校設置会社が学部等を設置する場合の当該大学等の経営に必要な財産については、次の基準によつて審査する。

ただし、当該学部等の設置が大学等の教育研究条件の向上又は学校設置会社の運営の改善のために必要かつ適切と認められる特別の事情があり、かつ、学部等の施設及び設備の整備のために要する経費の支出が、学校設置会社にとつて過大な負担とならないと認められる場合には、校地並びに施設及び設備に係るこれらの基準を弾力的に取り扱うことができることとする。

一 校地並びに施設及び設備について

校地並びに施設及び設備については、第二の一の規定を準用すること。この場合において、第二の一において準用する第一の一の(一)中「大学等の校地」とあるのは「学部等の校地」と、第二の一において準用する第一の一の(二)のイ中「独立大学院大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百三条に定める大学をいう。以下

十年以上にわたり使用できる保証。第一の一の二のウにおいて同じ。）のある借用である校地であつて、次のいずれかに該当するもの

(ア)・イ) (略)

ウ) (略)

(三) (土) (略)

二) (略)

第四 現に大学等を設置する学校設置会社が学部等を設置する場合

現に大学等を設置する学校設置会社が学部等を設置する場合の当該大学等の経営に必要な財産については、次の基準によつて審査する。

ただし、当該学部等の設置が大学等の教育研究条件の向上又は学校設置会社の運営の改善のために必要かつ適切と認められる特別の事情があり、かつ、学部等の施設及び設備の整備のために要する経費の支出が、学校設置会社にとつて過大な負担とならないと認められる場合には、校地並びに施設及び設備に係るこれらの基準を弾力的に取り扱うことができることとする。

一 校地並びに施設及び設備について

校地並びに施設及び設備については、第二の一の規定を準用すること。この場合において、第二の一において準用する第一の一の(一)中「大学等の校地」とあるのは「学部等の校地」と、第二の一において準用する第一の一の(二)のイ中「独立大学院大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六十八条に定める大学をいう。以下



同じ。）」とあるのは「大学院」と、第二の一において準用する第一の一の二)のうち「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の一において準用する第一の一の四)のイ中「独立大学院大学」とあるのは「大学院」と、第二の一において準用する第一の一の八)及び九)中「大学等(独立大学院大学を除く。）」とあるのは「学部等(大学院を除く。）」と、「独立大学院大学」とあるのは「大学院」と読み替えるものとする。

二・三 (略)

下同じ。）」とあるのは「大学院」と、第二の一において準用する第一の一の二)のうち「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の一において準用する第一の一の四)のイ中「独立大学院大学」とあるのは「大学院」と、第二の一において準用する第一の一の八)及び九)中「大学等(独立大学院大学を除く。）」とあるのは「学部等(大学院を除く。）」と、「独立大学院大学」とあるのは「大学院」と読み替えるものとする。

二・三 (略)

大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭和二十三年文部省告示第四十七号）【第九関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>【前文】 学校教育法施行規則第一百五十四条第四号の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を、次のように指定する。</p>	<p>【前文】 学校教育法施行規則第六十九条第三号の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を、次のように指定する。</p>

高等学校入学に関して中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭和二十三年文部省告示第五十八号）【第十関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>【前文】 学校教育法施行規則第九十五条の規定により、高等学校入学に関して、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を次のように指定する。</p>	<p>【前文】 学校教育法施行規則第六十三条の規定により、高等学校入学に関して、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を次のように指定する。</p>

大学院及び大学の専攻科の入学に關し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定

(昭和二十八年文部省告示第五号)【第十一關係】

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>【前文】</p> <p>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第六号の規定により、大学院及び大学に専攻科（医学を履修する博士課程及び専攻科、歯学を履修する博士課程及び専攻科、薬学を履修する博士課程及び専攻科）に係る研究科及び当該専攻科の基礎となる学部の修業年限が六年であるものに限る。）並びに獣医学を履修する博士課程及び専攻科を除く。）の入学に關し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を、次のように指定する。</p>	<p>【前文】</p> <p>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十条第一項第六号の規定により、大学院及び大学に専攻科（医学を履修する博士課程及び専攻科、歯学を履修する博士課程及び専攻科、薬学を履修する博士課程及び専攻科）に係る研究科及び当該専攻科の基礎となる学部の修業年限が六年であるものに限る。）並びに獣医学を履修する博士課程及び専攻科を除く。）の入学に關し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を、次のように指定する。</p>

医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程又は専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定

(昭和三十年文部省告示第三十九号)【第十二関係】

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>【前文】</p> <p>学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百五十五条第一項第六号の規定により、医学を履修する博士課程若しくは専攻科、歯学を履修する博士課程若しくは専攻科、薬学を履修する博士課程若しくは専攻科(当該課程に係る研究科又は当該専攻科の基礎となる学部の修業年限が六年であるものに限る。)又は獣医学を履修する博士課程若しくは専攻科の入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を次のように指定する。</p> <p>三 修士課程又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十九条第二項の専門職大学院の課程を修了した者及び修士の学位の授与を受けることができる者並びに前期二年及び後期三年の課程の区分を設けない博士課程に一年以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者(学位規則の一部を改正する省令(昭和四十九年文部省令第二十九号)による改正前の学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第六条第一号に該当する者を含む。)</p> <p>で大学院又は専攻科において、大学の医学を履修する課程、歯学を</p>	<p>【前文】</p> <p>学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第七十条第一項第六号の規定により、医学を履修する博士課程若しくは専攻科、歯学を履修する博士課程若しくは専攻科、薬学を履修する博士課程若しくは専攻科(当該課程に係る研究科又は当該専攻科の基礎となる学部の修業年限が六年であるものに限る。)又は獣医学を履修する博士課程若しくは専攻科の入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を次のように指定する。</p> <p>三 修士課程又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六十五条第二項の専門職大学院の課程を修了した者及び修士の学位の授与を受けることができる者並びに前期二年及び後期三年の課程の区分を設けない博士課程に一年以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者(学位規則の一部を改正する省令(昭和四十九年文部省令第二十九号)による改正前の学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第六条第一号に該当する者を含む。)</p> <p>で大学院又は専攻科において、大学の医学を履修する課程、歯学を</p>

履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和五十六年文部省告示第百五十三号）【第十三関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>【前文】</p> <p>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第一号の規定により、外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を次のように指定する。</p> <p>外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者の指定（昭和五十四年文部省告示第百四十三号）は、廃止する。</p>	<p>【前文】</p> <p>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十九条第一号の規定により、外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を次のように指定する。</p> <p>外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者の指定（昭和五十四年文部省告示第百四十三号）は、廃止する。</p>

大学院の入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件（平成元年文部省告示第百十八号）【第十四関係】  
 （傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>【前文】                  学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十六条第四号の規定により、大学院の入学に関し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者を次のように指定する。</p>	<p>【前文】                  学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十条の二第二号の規定により、大学院の入学に関し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者を次のように指定する。</p>



高等専門学校設置基準第二十条第一項の規定により高等専門学校が単位の修得を認定することができる学修を定める件

(平成三年文部省告示第八十五号)【第十五関係】

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>五 次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査における成果に係る学修で、高等専門学校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認められたもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 審査の内容が、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百十五条に規定する高等専門学校の目的に照らし適切なものであること。</p> <p>八・二 (略)</p>	<p>五 次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査における成果に係る学修で、高等専門学校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認められたもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 審査の内容が、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十条の二に規定する高等専門学校の目的に照らし適切なものであること。</p> <p>八・二 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>（修業年限）</p> <p>第八条 申請施設の有する小学校等の課程と同等の課程の修業年限は、それぞれ、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第三十二条</u>、<u>第四十七条</u>又は<u>第五十六条</u>に規定する修業年限に相当するものでなければならぬ。</p> <p>（学級編制）</p> <p>第十条 申請施設の学級は、小学校設置基準（平成十四年文部科学省令第十四号）<u>第五条</u>、<u>中学校設置基準</u>（平成十四年文部科学省令第十五号）<u>第五条</u>又は<u>高等学校設置基準</u>（平成十六年文部科学省令第二十号）<u>第七条</u>に定めるところに準じて編制しなければならない。この場合、一学級の児童の数又は生徒の数は、四十人を標準とする。</p> <p>（教職員）</p> <p>第十一条 申請施設には、学校教育法<u>第三十七条</u>第一項に定めるところに準じて、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員（以下「教職員」という。）を置かなければならぬ。ただし、特別の事情のある場合には、教頭又は事務職員を置かないことができる。</p>	<p>（修業年限）</p> <p>第八条 申請施設の有する小学校等の課程と同等の課程の修業年限は、それぞれ、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第十九条</u>、<u>第三十七条</u>又は<u>第四十六条</u>に規定する修業年限に相当するものでなければならぬ。</p> <p>（学級編制）</p> <p>第十条 申請施設の学級は、小学校設置基準（平成十四年文部科学省令第十四号）<u>第五条</u>、<u>中学校設置基準</u>（平成十四年文部科学省令第十五号）<u>第五条</u>又は<u>高等学校設置基準</u>（昭和二十三年文部省令第一号）<u>第八条</u>に定めるところに準じて編制しなければならない。この場合、一学級の児童の数又は生徒の数は、四十人を標準とする。</p> <p>（教職員）</p> <p>第十一条 申請施設には、学校教育法<u>第二十八条</u>第一項に定めるところに準じて、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員（以下「教職員」という。）を置かなければならぬ。ただし、特別の事情のある場合には、教頭又は事務職員を置かないことができる。</p>

2 (略)

3 申請施設の校長は、五年以上学校教育法施行規則第二十条第一号イから又までに掲げる教育に関する職（以下この条において「教育に関する職」という。）にあつた者で、かつ、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号。以下この条において「免許法」という。）による教諭の普通免許状（高等学校の課程と同等の課程のみを有する申請施設の校長にあつては、教諭の専修免許状又は一種免許状）を有する者又は十年以上教育に関する職にあつた者でなければならぬ。ただし、前段の規定により難い特別の事情がある場合には、五年以上教育に関する職又は教育、学術に関する業務に従事し、かつ、教育に關し高い識見を有する者を校長とすることができる。

4～7 (略)

(表簿)

第十五条 認定施設においては、学校教育法施行規則第二十八条第一項各号に掲げる表簿に準じた書類を備えなければならない。

2 (略)

3 申請施設の校長は、五年以上学校教育法施行規則第八条第一号イから又までに掲げる教育に関する職（以下この条において「教育に関する職」という。）にあつた者で、かつ、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号。以下この条において「免許法」という。）による教諭の普通免許状（高等学校の課程と同等の課程のみを有する申請施設の校長にあつては、教諭の専修免許状又は一種免許状）を有する者又は十年以上教育に関する職にあつた者でなければならぬ。ただし、前段の規定により難い特別の事情がある場合には、五年以上教育に関する職又は教育、学術に関する業務に従事し、かつ、教育に關し高い識見を有する者を校長とすることができる。

4～7 (略)

(表簿)

第十五条 認定施設においては、学校教育法施行規則第十五条第一項各号に掲げる表簿に準じた書類を備えなければならない。

学校教育法施行規則第七十三条の二十一の規定による特別の教育課程について定める件（平成五年文部省告示第七号）【第十七関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>【件名】 学校教育法施行規則第四百十条の規定による特別の教育課程について定める件</p> <p>小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）<u>第四百十条各号の一に該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。）</u>に対し、同項の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の障害に応じた特別の指導（以下「障害に応じた特別の指導」という。）を、<u>小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。</u></p> <p>1 障害に応じた特別の指導は、<u>障害の状態の改善又は克服を目的とする指導とする。</u>ただし、特に必要があるときは、<u>障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。</u></p> <p>2 <u>障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第四百十条第一号から第五号まで及び第八号に該当する児童又は生徒については、年間</u></p>	<p>【件名】 学校教育法施行規則第七十三条の二十一の規定による特別の教育課程について定める件</p> <p>小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、<u>学校教育法施行規則（以下「規則」という。）<u>第七十三条の二十一各号の一に該当する児童又は生徒（特殊学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。）</u></u>に対し、同項の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の<u>心身の故障</u>に応じた特別の指導（以下「<u>心身の故障</u>に応じた特別の指導」という。）を、<u>小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。</u></p> <p>1 <u>心身の故障</u>に応じた特別の指導は、<u>心身の故障の状態の改善又は克服を目的とする指導とする。</u>ただし、特に必要があるときは、<u>心身の故障の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。</u></p> <p>2 <u>心身の故障</u>に応じた特別の指導に係る授業時数は、<u>規則第七十三条の二十一第一号から第五号まで及び第八号に該当する児童又は生徒に</u></p>

三十五単位時間から二百八十単位時間までを標準とし、同条第六号及び第七号に該当する児童又は生徒については、年間十単位時間から二百八十単位時間までを標準とする。

については、年間三十五単位時間から二百八十単位時間までを標準とし、同条第六号及び第七号に該当する児童又は生徒については、年間十単位時間から二百八十単位時間までを標準とする。

専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）【第十八関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（専門士の称号）</p> <p>第二条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第百二十四条に規定する専修学校の同法第百二十五条第一項に規定する専門課程（次条において「専修学校専門課程」という。）の課程で、次に掲げる要件を満たすと文部科学大臣が認めるものを修了した者は、専門士と称することができる。</u></p> <p>一～四（略）</p>	<p>（専門士の称号）</p> <p>第二条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第八十二条の二に規定する専修学校の同法第八十二条の三第一項に規定する専門課程（次条において「専修学校専門課程」という。）の課程で、次に掲げる要件を満たすと文部科学大臣が認めるものを修了した者は、専門士と称することができる。</u></p> <p>一～四（略）</p>

社会教育に係る関係のある職及び社会教育に係る関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定（平成八年文部省告示第四百四十八号）【第十九関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>三 社会教育法第九条の四第二号に規定する教育に関する職は次のとおりとする。</p> <p>1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校の学長、校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師（常時勤務する者に限る。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員（常時勤務する者に限り、単純な労務に雇用される者を除く。）及び学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の三に規定する職員をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。）の職</p> <p>2 学校教育法第百二十四条に規定する専修学校の校長及び教員の職</p>	<p>三 社会教育法第九条の四第二号に規定する教育に関する職は次のとおりとする。</p> <p>1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校の学長、校長（園長を含む。）、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師（常時勤務する者に限る。）、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員（常時勤務する者に限り、単純な労務に雇用される者を除く。）及び学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の三に規定する職員をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。）の職</p> <p>2 学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校の校長及び教員の職</p>

学校教育法施行規則第六十三条の四各号の規定により別に定めることとされた学修について定める件

(平成十年文部省告示第四十一号)【第二十関係】

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>【件名】 学校教育法施行規則第九十八条各号の規定により別に定めることとされた学修について定める件</p> <p>1 省令第九十八条第一号の別に定める学修は、次に掲げる学修(第四号に掲げる学修にあつては、高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたものに限る。)とする。</p> <p>一 大学又は高等専門学校における学校教育法第百五条(同法第百一十三条において準用する場合を含む。)に規定する特別の課程における学修及び科目等履修生、研究生又は聴講生としての学修</p> <p>二 専修学校の高等課程における学修並びに専門課程における学校教育法第百三十三条において準用する同法第百五条に規定する特別の課程における学修及び科目等履修生又は聴講生としての学修</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 省令第九十八条第二号の知識及び技能に関する審査で別に定めるものは、次に掲げる審査とする。</p>	<p>【件名】 学校教育法施行規則第六十三条の四各号の規定により別に定めることとされた学修について定める件</p> <p>1 省令第六十三条の四第一号の別に定める学修は、次に掲げる学修(第四号に掲げる学修にあつては、高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたものに限る。)とする。</p> <p>一 大学又は高等専門学校における科目等履修生、研究生又は聴講生としての学修</p> <p>二 専修学校の高等課程における学修及び専門課程における科目等履修生又は聴講生としての学修</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 省令第六十三条の四第二号の知識及び技能に関する審査で別に定めるものは、次に掲げる審査とする。</p>



<p>一・二（略）</p> <p>3 省令第九十八条第三号の別に定める学修は、次に掲げる活動に係る学修で高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたものとする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>一・二（略）</p> <p>3 省令第六十三条の四第三号の別に定める学修は、次に掲げる活動に係る学修で高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたものとする。</p> <p>一・二（略）</p>
--	--

大学への編入学に係る専修学校の専門課程の総授業時数を定める件（平成十年文部省告示第百二十五号）【第二十一関係】

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>【前文】</p> <p>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百八十六条第一項第二号の規定に基づき、専修学校の専門課程を修了した者が大学へ編入学できる専修学校の専門課程の総授業時数を次のように定める。</p>	<p>【前文】</p> <p>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十七条の八第一項第二号の規定に基づき、専修学校の専門課程を修了した者が大学へ編入学できる専修学校の専門課程の総授業時数を次のように定める。</p>

名 出 張	取 組
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>1 幼稚園教育の基本 幼稚園教育は、学校教育法第22条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。</p> <p>このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。</p> <p>2 幼稚園教育の目標 幼児期における教育は、家庭との連携を図りながら、生涯にわたる人間形成の基礎を培うために大切なものであり、幼稚園は、幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>1 幼稚園教育の基本 幼稚園教育は、学校教育法第77条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。</p> <p>このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。</p> <p>2 幼稚園教育の目標 幼児期における教育は、家庭との連携を図りながら、生涯にわたる人間形成の基礎を培うために大切なものであり、幼稚園は、幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第78条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">第 2 章 各教科</p> <p style="text-align: center;">第10節 その他特に必要な教科</p> <p>学校教育法施行規則第72条第3項のその他特に必要な教科は、地域や学校の実態及び生徒の特性等を考慮して、特に必要がある場合に、この章の第1節から第9節までにおいて定める教科のほかに設けることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 各教科</p> <p style="text-align: center;">第10節 その他特に必要な教科</p> <p>学校教育法施行規則第53条第3項のその他特に必要な教科は、地域や学校の実態及び生徒の特性等を考慮して、特に必要がある場合に、この章の第1節から第9節までにおいて定める教科のほかに設けることができる。</p>

（傍線の部分は改正部分）

名 出 稼	取 行
<p>附 則</p> <p>1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。ただし、改正後の高等学校学習指導要領は、同日以降高等学校の第1学年に入学した生徒（単位制による課程にあつては、同日以降入学した生徒（<u>学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令（平成19年文部科学省令第 号）による改正前の学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第60条の規定により入学した生徒</u>で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。ただし、改正後の高等学校学習指導要領は、同日以降高等学校の第1学年に入学した生徒（単位制による課程にあつては、同日以降入学した生徒（<u>学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第60条の規定により入学した生徒</u>で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用する。</p>

名 出 所	原 行
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>1 幼稚部における教育の基本            幼稚部における教育は、学校教育法第72条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。</p> <p>このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>1 幼稚部における教育の基本            幼稚部における教育は、学校教育法第71条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。</p> <p>このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 条 文	現 行
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則 第 1 節 教育目標</p> <p>小学部及び中学部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、児童及び生徒の障害の状態及び特性等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 小学部においては、学校教育法第30条第1項に掲げる教育目標</li> <li>2 中学部においては、学校教育法第46条に掲げる教育目標</li> <li>3 (略)</li> </ol>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則 第 1 節 教育目標</p> <p>小学部及び中学部における教育については、学校教育法第71条に定める目的を実現するために、児童及び生徒の障害の状態及び特性等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 小学部においては、学校教育法第18条各号に掲げる教育目標</li> <li>2 中学部においては、学校教育法第36条各号に掲げる教育目標</li> <li>3 (略)</li> </ol>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 条 文	現 行
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則 第 1 節 教育目標</p> <p>高等部における教育については、<u>学校教育法第72条</u>に定める目的を實現するために、生徒の障害の状態及び特性等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。</p> <p>1 学校教育法<u>第51条各号</u>に掲げる教育目標</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則 第 1 節 教育目標</p> <p>高等部における教育については、<u>学校教育法第71条</u>に定める目的を實現するために、生徒の障害の状態及び特性等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。</p> <p>1 学校教育法<u>第42条各号</u>に掲げる教育目標</p> <p>2 （略）</p>



高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を定める件（平成十三年文部科学省告示第百六十七号）【第二十八関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>【前文】</p> <p>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十四条第五号の規定により、高等学校に、文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を、次のように指定する。</p> <p>一 高等学校及び学校教育法施行規則第百五十四条第一号に掲げる学校並びに同条第三号に掲げる施設並びに同条第二号及び第四号に掲げる課程に通算して二年以上在学した者</p>	<p>【前文】</p> <p>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十九条の五第四号の規定により、高等学校に、文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を、次のように指定する。</p> <p>一 高等学校及び学校教育法施行規則第六十九条の五第一号に掲げる学校並びに同条第三号に掲げる施設並びに同条第二号及び第四号に掲げる課程に通算して二年以上在学した者</p>

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 原子力・エネルギーに関する教育の推進 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園、<u>大学及び</u>高等専門学校を除く。）における原子力その他のエネルギーに関する教育に係る教材、教具その他の設備の整備、教員等の研修その他の必要な措置（次号に係るものを除く。）の実施をいう。</p> <p>五 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 原子力・エネルギーに関する教育の推進 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（<u>大学、高等専門学校及び幼稚園</u>を除く。）における原子力その他のエネルギーに関する教育に係る教材、教具その他の設備の整備、教員等の研修その他の必要な措置（次号に係るものを除く。）の実施をいう。</p> <p>五 （略）</p>

学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件

(平成十五年文部科学省告示第五十六号)【第三十関係】

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>学校教育法施行規則第五十条第一項、第五十一条若しくは第五十二条の規定、第七十二条から第七十四条までの規定、第八十三条若しくは第八十四条の規定、第七十七条から第九十九条までの規定、第一百四十四条の規定又は第二百二十六条から第二百二十九条までの規定によらないで教育課程を編成することができる場合は次に掲げる場合とする。</p> <p>二 地方公共団体が、構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第四条第一項の規定に基づき設定する構造改革特別区域において、日本国憲法、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の理念及び学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に示されている学校教育の目標を踏まえつつ、学校種間の教育課程の円滑な連携や学校教育法施行規則第五十条第一項、第五十一条若しくは第五十二条の規定、第七十二条から第七十四条までの規定、第八十三条若しくは第八十四条の規定、第七十七条から第九十九条までの規定、第一百四十四条の規定又は第二百二十六条から第二百二十九条までの規定によらない教科の設定等の取組を行うことが適切と認めて、構造改革特別区域法</p>	<p>学校教育法施行規則第二十四条第一項、第二十四条の二若しくは第二十五条の規定、第五十三条から第五十四条の二までの規定、第五十七条若しくは第五十七条の二の規定、第六十五条の四から第六十五条の六までの規定、第六十五条の十一の規定又は第七十三条の七から第七十三条の十までの規定によらないで教育課程を編成することができる場合は次に掲げる場合とする。</p> <p>二 地方公共団体が、構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第四条第一項の規定に基づき設定する構造改革特別区域において、日本国憲法、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の理念及び学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に示されている学校教育の目標を踏まえつつ、学校種間の教育課程の円滑な連携や学校教育法施行規則第二十四条第一項、第二十四条の二若しくは第二十五条の規定、第五十三条から第五十四条の二までの規定、第五十七条若しくは第五十七条の二の規定、第六十五条の四から第六十五条の六までの規定、第六十五条の十一の規定又は第七十三条の七から第七十三条の十までの規定によらない教科の設定等の取組を行うこ</p>

第四条第八項の規定による内閣総理大臣の認定（同法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。）を受けた構造改革特別区域計画に定められた構造改革特別区域研究開発学校設置事業の場合。

とが適切と認めて、構造改革特別区域法第四条第八項の規定による内閣総理大臣の認定（同法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。）を受けた構造改革特別区域計画に定められた構造改革特別

教育課程に関し学校教育法施行規則第七十三条の九又は第七十三条の十の規定によらない場合における特別支援学校の高等部の全課程の修了の認定について定める件（平成十五年文部科学省告示第五十八号）【第三十一関係】

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>【件名】</p> <p>教育課程に関し学校教育法施行規則第二百二十八条又は第二百二十九条の規定によらない場合における特別支援学校の高等部の全課程の修了の認定について定める件</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>【件名】</p> <p>教育課程に関し学校教育法施行規則第七十三条の九又は第七十三条の十の規定によらない場合における特別支援学校の高等部の全課程の修了の認定について定める件</p>

学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件

(平成十七年文部科学省告示第九十八号) 【第三十二関係】

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>次の各号に掲げる学校の種類ごとに当該各号に定める規定によらないで教育課程を編成することができる場合は、文部科学大臣が、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校（以下「小学校等」という。）において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間小学校等を欠席していると認められる児童若しくは生徒、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第三号を除き、以下同じ。）を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認めて、当該小学校等を指定する場合とする。この場合において、当該指定に關し必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。</p> <p>一 小学校 学校教育法施行規則第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条の規定</p> <p>二 中学校 学校教育法施行規則第七十二条、第七十三条（同令第二十六条第三項に規定する併設型中学校にあつては同令第一百七十二条において準用する同令第一百七十二条、同令第七十五条第二項に規定する連</p>	<p>次の各号に掲げる学校の種類ごとに当該各号に定める規定によらないで教育課程を編成することができる場合は、文部科学大臣が、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校（以下「小学校等」という。）において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間小学校等を欠席していると認められる児童若しくは生徒、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第三号を除き、以下同じ。）を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認めて、当該小学校等を指定する場合とする。この場合において、当該指定に關し必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。</p> <p>一 小学校 学校教育法施行規則第二十四条第一項、第二十四条の二又は第二十五条の規定</p> <p>二 中学校 学校教育法施行規則第五十三条、第五十四条（同令第十三条第三項に規定する併設型中学校にあつては同令第六十五条の十四において準用する同令第六十五条の四、同令第五十四条の三第二</p>

携型中学校にあつては同令第七十六條)又は第七十四條の規定

三 高等学校 学校教育法施行規則第八十三條又は第八十四條の規定

四 中等教育学校 前期課程にあつては学校教育法施行規則第七條又は第八條第一項において準用する同令第七十二條若しくは第七十四條の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定、後期課程にあつては同令第八十八條第二項において準用する同令第八十三條又は第八十四條の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定

項に規定する連携型中学校にあつては同令第五十四條の四)又は第五十四條の二の規定

三 高等学校 学校教育法施行規則第五十七條又は第五十七條の二の規定

四 中等教育学校 前期課程にあつては学校教育法施行規則第六十五條の四又は第六十五條の五第一項において準用する同令第五十三條若しくは第五十四條の二の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定、後期課程にあつては同令第六十五條の五第二項において準用する同令第五十七條又は第五十七條の二の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定

教育課程に関し学校教育法施行規則の規定によらない場合における高等学校又は中等教育学校の後期課程の全課程の修了の認定について定める件

(平成十七年文部科学省告示第九十九号) 【第三十三関係】

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>高等学校の教育課程に関し学校教育法施行規則第八十三条若しくは第八十四条の規定によらない場合又は中等教育学校の後期課程の教育課程に関し同令第八十二条第二項において準用する同令第八十三条若しくは第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定によらない場合における学校教育法施行規則第九十六条(同令第一百十三条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による全課程の修了の認定は、学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件(平成十五年文部科学省告示第五十六号)の規定若しくは学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件(平成十七年文部科学省告示第九十八号)の規定に定める文部科学大臣の指定に係る実施計画又は内閣総理大臣の認定する構造改革特別区域研究開発学校設置事業に係る全課程の修了の認定の要件に従い、教科若しくは科目又はこれらに準ずるものを履修し又は修得した生徒について行うものとする。</p>	<p>高等学校の教育課程に関し学校教育法施行規則第五十七条若しくは第五十七条の二の規定によらない場合又は中等教育学校の後期課程の教育課程に関し同令第六十五条の五第二項において準用する同令第五十七条若しくは第五十七条の二の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定によらない場合における学校教育法施行規則第六十三条の二(同令第六十五条の十第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による全課程の修了の認定は、学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件(平成十五年文部科学省告示第五十六号)の規定若しくは学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件(平成十七年文部科学省告示第九十八号)の規定に定める文部科学大臣の指定に係る実施計画又は内閣総理大臣の認定する構造改革特別区域研究開発学校設置事業に係る全課程の修了の認定の要件に従い、教科若しくは科目又はこれらに準ずるものを履修し又は修得した生徒について行うものとする。</p>



外国の大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設を指定する件

(平成十七年文部科学省告示第七十五号)【第三十四関係】

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>【前文】</p> <p>学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百五十五条第二項第五号、第百五十六条第三号、第百六十一条第二項、第百六十二条及び第百七十七条第五号、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十八条第二項、短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第十四条第二項並びに専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)第十三条第二項の規定に基づき、外国の大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設を次のように指定する。</p>	<p>【前文】</p> <p>学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第七十条第二項第五号、第七十条の二第三号、第七十条の七第二項、第七十条の八及び第七十二条の五第五号、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十八条第二項、短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第十四条第二項並びに専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)第十三条第二項の規定に基づき、外国の大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設を次のように指定する。</p>

改正案	現行
<p>一 施設整備計画の作成に関する基本的事項 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 施設整備計画の目標の達成のために必要な事業</p> <p>施設整備計画の目標の達成のために必要な事業については、次に掲げる整備の区分に応じて記載すること。</p> <p>なお、耐震性の確保を図る整備については、建て替え方式から、耐震補強・改修方式に重点を移すなど、より効率的に進めることが必要である。</p> <p>(一) (三) （略）</p> <p>(四) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 学級数の増加等により必要となる高等学校等（法第十一条第一項に規定する高等学校等をいう。）の施設（特別支援学校の高等部の施設又は奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する区域をいう。</p>	<p>一 施設整備計画の作成に関する基本的事項</p> <p>施設整備計画の作成に際しては、地域特性等を活かした学校づくりを進めるため、以下に定める事項に沿って、地方公共団体の自主性及び創意工夫を活かして作成することが必要である。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 施設整備計画の目標の達成のために必要な事業</p> <p>施設整備計画の目標の達成のために必要な事業については、次に掲げる整備の区分に応じて記載すること。</p> <p>なお、耐震性の確保を図る整備については、建て替え方式から、耐震補強・改修方式に重点を移すなど、より効率的に進めることが必要である。</p> <p>(一) (三) （略）</p> <p>(四) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 学級数の増加等により必要となる高等学校等（法第十一条第一項に規定する高等学校等をいう。）の施設（盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部の施設又は奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規</p>

(3) }  
(8) } (略)  
 ( ) 及び沖縄県に所在する施設に限り、産業教育のための施設を  
除く。( ) の新增築事業

(3) }  
(8) } (略)  
 定する区域をいう。( ) 及び沖縄県に所在する施設に限り、産業  
教育のための施設を除く。( ) の新增築事業

外国の大学又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設を指定する件

(平成十八年文部科学省告示第八十三号) 【第三十六関係】

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>【前文】</p> <p>学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百六十条第三号、第百六十一条第二項及び百六十二条、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十八条第二項並びに短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第十四条第二項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設を次のように指定する。</p>	<p>【前文】</p> <p>学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第七十条の六第三号、第七十条の七第二項及び第七十条の八、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十八条第二項並びに短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第十四条第二項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設を次のように指定する。</p>

外国の大学又は大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設を指定する件

(平成十八年文部科学省告示第百三十四号) 【第三十七関係】

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>【前文】            学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第四号、第百五十六条第三号、第百六十条第三号及び第百六十二条、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十八条第二項において準用する同条第一項（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条の規定において準用する場合を含む。）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第十四条第二項において準用する同条第一項並びに専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十三条第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、外国の大学又は大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設を次のように指定する。</p>	<p>【前文】            学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十条第一項第四号、第七十条の二第三号、第七十条の六第三号及び第七十条の八、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十八条第二項において準用する同条第一項（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条の規定において準用する場合を含む。）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第十四条第二項において準用する同条第一項並びに専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十三条第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、外国の大学又は大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設を次のように指定する。</p>

【文部科学省・厚生労働省共管の告示】

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年文部科学省・厚生労働省告示第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一 趣旨</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）は、幼稚園及び保育所等のうち、就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する機能を備える施設を認定こども園として認定する仕組みを設けるものである。</p> <p>この認定こども園については、地域の実情に応じた選択が可能となるよう、次の一から四までに掲げる類型を認めるものである。</p> <p>一 幼保連携型認定こども園</p> <p>幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>1 当該施設を構成する保育所において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第二十三</u>条各号に</p>	<p>第一 趣旨</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）は、幼稚園及び保育所等のうち、就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する機能を備える施設を認定こども園として認定する仕組みを設けるものである。</p> <p>この認定こども園については、地域の実情に応じた選択が可能となるよう、次の一から四までに掲げる類型を認めるものである。</p> <p>一 幼保連携型認定こども園</p> <p>幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>1 当該施設を構成する保育所において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第七十八</u>条各号に</p>

掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

2 (略)

二 幼稚園型認定こども園

次のいずれかに該当する施設をいう。

1 (略)

2 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 当該施設を構成する認可外保育施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

ロ (略)

三 保育所型認定こども園

児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所

掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

2 (略)

二 幼稚園型認定こども園

次のいずれかに該当する施設をいう。

1 (略)

2 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 当該施設を構成する認可外保育施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

ロ (略)

三 保育所型認定こども園

児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所

#### 四 地方裁量型認定こども園

児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設

#### 第五 教育及び保育の内容

認定こども園における教育及び保育の内容は、幼稚園教育要領及び平成十一年十月二十九日児発第七百九十九号厚生省児童家庭局長通知「保育所保育指針について」に定める保育所保育指針（以下単に「保育所保育指針」という。）に基づかなければならない。また、子どもの一日の生活のリズムや集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。

##### 一 教育及び保育の基本及び目標

認定こども園における教育及び保育は、0歳から就学前のすべての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満三歳以上の子どもに対する学校教育法第二十三条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能が一体として展開されなければならない。

（以下略）

#### 四 地方裁量型認定こども園

児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設

#### 第五 教育及び保育の内容

認定こども園における教育及び保育の内容は、幼稚園教育要領及び平成十一年十月二十九日児発第七百九十九号厚生省児童家庭局長通知「保育所保育指針について」に定める保育所保育指針（以下単に「保育所保育指針」という。）に基づかなければならない。また、子どもの一日の生活のリズムや集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。

##### 一 教育及び保育の基本及び目標

認定こども園における教育及び保育は、0歳から就学前のすべての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満三歳以上の子どもに対する学校教育法第七十八条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能が一体として展開されなければならない。

（以下略）



【総務省・文部科学省共管の告示】

地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準（平成十六年総務省・文部科学省告示第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一 地方独立行政法人の設立を認可する場合</p> <p>地方独立行政法人の設立の認可については、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号以下「法」という。）その他の法令の規定によるほか、次の基準によつて審査する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 公立大学法人については、次に定める基準に適合していること。</p> <p>（一）（略）</p> <p>（二）公立大学法人については、その定款において設置することとしている大学又は大学及び高等専門学校<sup>（一）</sup>の設置が確実に見込まれていること。</p> <p>第二 地方独立行政法人の定款の変更を認可する場合</p> <p>地方独立行政法人の定款の変更の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によつて審査する。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>第一 地方独立行政法人の設立を認可する場合</p> <p>地方独立行政法人の設立の認可については、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号以下「法」という。）その他の法令の規定によるほか、次の基準によつて審査する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 公立大学法人については、次に定める基準に適合していること。</p> <p>（一）（略）</p> <p>（二）公立大学法人については、その定款において設置することとしている大学の設置が確実に見込まれていること。</p> <p>第二 地方独立行政法人の定款の変更を認可する場合</p> <p>地方独立行政法人の定款の変更の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によつて審査する。</p> <p>一・二（略）</p>

三 公立大学法人の定款の変更については、第一の二)に定める基準に適合していることのほか、その定款の変更において設置することとしている大学又は高等専門学校が確実に見込まれていること。

三 公立大学法人の定款の変更については、第一の二)に定める基準に適合していることのほか、その定款の変更において設置することとしている大学の設置が確実に見込まれていること。